

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討

日本公認会計士協会は平成 29 年 8 月 22 日に、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」（以下、『一体的開示についての検討』）を公表しています。これは、政府より公表された日本再興戦略改訂 2014 を受け、金融庁や東証等の各関係省庁等で検討が行われてきた内容につき、日本公認会計士協会において検討が行われた事項を公表したものです。

『一体的開示についての検討』では、会社法と金融商品取引法の規定において要求される法定開示書類（財務情報及び非財務情報）を一本化することを最終的な形態としたうえで、これを段階的に進めるための工程として、①事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化、②両者の開示時点を合わせることの 2 つの側面につき検討が行われています。

このうち、①の事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化については、現行法の枠内でも実施可能なものが多いものの、会社法の計算書類を金融商品取引法の財務諸表等規則に従って作成することが可能であることについて企業や株主、投資家等の利用者の周知・理解が進んでいないことが課題として挙げられています。この点については、今後所管官庁等から公表物により、一体的開示による書類を安心して採用及び利用できる環境を整えるべきとされています。

一方、②の両者の開示時点を合わせることに対しては、二組の開示書類を段階的に開示する方法、一組の開示書類を一時点で開示する方法のそれぞれのシナリオごとに、下記の通り想定される監査上の論点及び留意点が整理されています。

		二組の開示書類を段階的に開示する方法	一組の開示書類を一時点で開示する方法
論点	表示方法の変更	✓	✓
	比較情報及び過年度遡及処理の取扱い	✓	✓
	後発事象の取扱い	✓	
留意点	会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の範囲の相違	✓	
	開示書類に含まれる財務諸表以外のその他の記載内容の監査人の関与	✓	✓

上記のうち、比較情報及び過年度遡及処理の取扱いの論点では、株主・投資家などの利用者にとっての理解しやすさの観点から、有価証券報告書提出会社については、財務情報の表示期間を 2 年に揃えることのほか、会社計算規則における遡及処理又は過年度事項の取扱いを変更することが望ましいとされています。

これらの一体的開示に向けた実務が促されることで、効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定につながることを期待されています。

以上